

緊急事態宣言に係る「一時支援金」について

2021年1月7日から3月21日まで発令された緊急事態宣言に伴う「飲食店の時短営業」や「不要不急の外出・移動の自粛」により、売上が減少し、制度対象となる事業者等に「一時支援金」が給付されます。

【給付対象】

- 2021年の1～3月のいずれかの売上が2019または2020年と比較して50%以上減少していること
- 国が示した対象者であること(QRよりご確認ください)
(釜石市は国の統計で、旅行客の5割以上が宣言地域から来訪した週が存在する地域に該当しています。)



【オンライン申請での必要書類】

商工業者は、釜石商工会議所または金融機関で確認できます。下記、申請手続きの流れ①、②が終了後、ご確認ください。

釜石商工会議所サポートセンター：080-9634-1402

【申請手続きの流れ】※一時支援金ホームページでのオンライン申請

- ①一時支援金ホームページにて給付対象の確認および宣誓・同意
- ②仮登録により事業者情報を登録し、申請IDを発行
- ③登録確認機関で申請の事前確認を受ける
(釜石商工会議所サポートセンター 080-9634-1402)
- ④マイページより一時支援金申請登録

【申請期限】

5月31日(月)中、オンラインでの申請登録

※申請期限の延長を希望の場合は、5月31日(月)までに、アカウント登録を行い、マイページより延長申請を行う必要があります。